○農林水産省告示第　　号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第七条の六の規定に基づき、平成十三年農林水産省告示第六百四十三号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
1～7　（略）	1～7　（略）
8　規則第七条の六第三号の農林水産大臣が指定するけい酸加里肥料は、下水道の終末処理場から生じる汚泥を含むものの燃焼灰以外のものを使用したものとする。	（新設）
9～25　（略）	8～24　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。